

令和6年第4回

相良村議会6月定例会会議録

開 会 令和6年6月12日
閉 会 令和6年6月14日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	黒 木 正 照	10	議 員	徳 田 正 臣	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	中 村 重 道	5
議 員	川 邊 一 徳	1	議 員	西 本 巳喜男	6
議 員	坂 田 朋 美	2	議 員	高 岡 重 盛	7
議 員	永 田 博 人	3	議 員	小 善 満 子	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	高 岡 重 盛	中 村 重 道
副 委 員 長	西 本 巳喜男	永 田 博 人
委 員	黒 木 正 照	小 善 満 子
	徳 田 正 臣	市 岡 智 恵
	坂 田 朋 美	川 邊 一 徳
定 数	5 人	5 人

令和 6 年第 4 回 相良村議会定例会 会期日程

(会期 6 月 1 2 日から 6 月 1 4 日 3 日間)

月	日	曜	種 別	内 容
6	1 2	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 報告 報告第 1 号、報告第 2 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 8 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 3 9 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 4 0 号、第 4 1 号 (質疑) 提案理由の説明 議案第 4 2 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第 4 3 号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第 2 号 (質疑・討論・採決)
6	1 3	木	本会議	一般質問
6	1 4	金	本会議	議案第 3 8 号 (討論・採決) 議案第 3 9 号 (討論・採決) 議案第 4 0 号、第 4 1 号 (討論・採決) 発議第 1 号 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第4回相良村議会6月定例会会議録

令和6年6月12日（水）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和 6 年第 4 回相良村議会定例会（第 1 号）

令和 6 年 6 月 1 2 日

午前 10 時 00 分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 令和 5 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 令和 5 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
(質疑) |
| 日程第 5 | 議案第 3 8 号 相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第 6 | 議案第 3 9 号 令和 6 年度相良村一般会計補正予算（第 2 号）
(質疑) |
| 日程第 7 | 議案第 4 0 号 令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 4 1 号 令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
(質疑) |
| 日程第 9 | 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について
(質疑・討論・採決) |
| 日程第 1 1 | 同意第 2 号 相良村教育委員会委員の任命について
(質疑・討論・採決) |

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 川 邊 一 徳 君	6 番 西 本 巳喜男 君
2 番 坂 田 朋 美 君	7 番 高 岡 重 盛 君
3 番 永 田 博 人 君	8 番 小 善 満 子 君
4 番 徳 田 正 臣 君	9 番 市 岡 智 恵 君
5 番 中 村 重 道 君	10 番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○**議長(黒木正照君)** おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 6 年第 4 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長(黒木正照君)** 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番議員、川邊一徳君、
{「はい。」と、1 番議員。}
8 番議員、小善満子君、
{「はい。」と、8 番議員。}
を指名します。

日程第 2 会期の決定

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 3 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}
異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 14 日までの 3 日間に決定しました。

日程第 3 から日程第 4 報告第 1 号から報告第 2 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 3、報告第 1 号、令和 5 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第 4、報告第 2 号、令和 5 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について一括して報告を求めます。村長。
{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** おはようございます。それでは、報告第 1 号、令和 5 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第 2 号、令和 5 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について一括してご説明申し上げます。初めに、報告第 1 号、令和 5 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法第 213 条の規定により令和 5 年度から令和 6 年度への繰越明許費として、同法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり繰越計算書を調整いたしました。議決いただきました 23 事業、繰越明許費設定額 6 億 2,175 万 6,000 円に対しまして同額の 6 億 2,175 万 6,000 円を翌年度への繰越額といたしました。次に、報告第 2 号、令和 5 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、地方自治法第 220 条の規定により令和 5 年度から令和 6 年度への事故繰越しとし

て、同法施行令第150条第3項の規定に基づき別紙のとおり繰越計算書を調整いたしました。事故繰越しする事業は、令和5年度内の事業完了が困難となりました土木費及び災害復旧費の4事業で、翌年度の繰越額を3億8,560万円といたしました。報告第1号及び報告第2号につきましての説明は、以上のとおりでございます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 事故繰越しのことについて質問いたします。この道路橋梁災害復旧の中の説明書きのところに村道新村井沢線新村橋、当初は査定を受けて計画していたが、施工内容で入札に付した全社が入札辞退となったと。その後、施工内容について見直しを行い契約を行うことができたが、再検討及び関係機関との協議に不測の時間を要したため計画に遅れが生じたということでございますが、その入札辞退になったんですけれども、今度は入札ができたというようなことですね。だから、そのことで、その施工内容に変更したと。見直しを行ったと。どのような見直しを行って、この入札ができたのかということをお願いいたします。建設課長。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。新村橋の災害復旧工事につきましては、令和5年の4月に入札会を予定する手はずで進めておりました。ただ、河川の出水期による形状の変化も想定されたんですが、災害査定時に当初設計した内容で施工することに対しまして、6社指名をいたしました。6社とも辞退をされて入札が不調というところになりまして、入札の中止を1回しております。その理由といいますのが、橋長が132メートルあるんですけれども、橋梁の幅員がちょっと狭くて、架設桁架設工法では施工する時に安定性に自信がないという理由がほとんどでございました。その後、河川管理者、国交省とも協議を進める中で、一旦査定を受けた工法以外に有効な工法がないかということで数回協議を行いました。そういう中で再検討した結果、クレーンによります相吊り工法を採用して、再度入札に付したところでございます。現在、その工法において事業のほうを進めている状況でございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、これで質疑を終わります。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第1号及び報告第2号までの報告は終わりました。

日程第 5 議案第 38 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 5、議案第 38 号、相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 38 号、相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。現在、本村では第 6 次総合計画を最上位計画として策定し、令和 6 年度から後期基本計画がスタートいたしました。また、令和 2 年 7 月豪雨以後、復興計画、復興むらづくり計画、相良村振興策などの計画も策定し、事業を実施しておりますが、これらの事業をより迅速に、かつ、効果的、効率的に実施するにあたり、村長事務部局に企画商工課を新設するため、相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。以上、議案第 38 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、質疑いたします。一言で言ったら、村長の考えで機動的な行政運営をされたいということでの課の改編だと思っておりますが、行政運営ないしは、その新しい事業等、何か考えておられるものがあつたら、あるいは今後の自分の、村長としての村づくり、どういうふうな村づくりをしたいから、こういった課の再編が必要だということをちょっとお尋ねしたいと思っております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) この 6 月の時期にご提案するのも恐縮かと思いますが、ちょっと急ぐことがあるもんですから、今、4 番に言われましたとおり、まずは復興むらづくり、あるいは復興計画に基づいて、これから実行していかなければならない時期に、今、産業振興課とか総務課にまたがっている部分を一括にして、ここを中心として、対外的にもやっていかなければなりませんので、その中に移住定住とちょっと企業誘致も、今、進める方向でおります。ただ、これが海のものか山のものかわかりませんが、それも含めます。それと 4 番議員は後で、明日は一般質問されると思いますが、ダム関連の事業といいますか問題等もございますので、そのことも含めまして企画商工課にまとめて、いろんな対策といいますか、住民の方に説明する部分もあるもんですから、それを含めまして、やっていきたいと考えております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。それで、幹部、課長が1人増員ということになるわけですね。そうした場合に、現実的に、やはり動く職員が今のままの体制ではちょっと厳しい体制になってくるかと思うんですけども、定員管理として職員数を増やすとかというようなお考えはないのでしょうか。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、6月の異動を、今回、これがご同意いただきますと7月から施行しなければなりません、現段階の職員で、まずはやると。これ用の定員ということは考えておりませんが、ただ、定員の関係は、社会人枠とか一般職とか、今、募集をしておりますが、なかなかこちらが思うようにいきませんので、今の定員の中でやっていくと。ただ、区別してやるということで、国、県に対してそこが窓口になる。また、住民の方に対してもそこが窓口になる。それをちょっと急ぎたいなと思っておりますので。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。本当に村長が思い描かれる村づくりのために、この課の編成、職員体制というのは、これはもうあくまでも手段でありまして、目的を達成するために村長が思い切ったことをやっていただいてよろしいかと思うんです。ただ、私が心配しますのは、やはりどうしても職員の業務量というのが増えてきて、一人一人の職員の負担になってきている部分があるのではないかと思います。職員数を私は、誤解されたら困りますけど職員が甘えるために怠けるため、そういう職員1人もいませんけども、そういうためじゃなくて、職員数を増やして一定のゆとりを持たせた上で、相良村の職員の人数からすれば2人ぐらいは絶えず外に、今の時代は研修として出させるぐらいのゆとりを持った職員体制を整えてもらえばいいかなと思っているところです。今回の課の改編を含めてですね。あくまでも村長の思い描く村づくりを実現するための手段でありますので、目的をしっかりと持たれていると思いますので、その手段のところをもうちょっとじっくり、ただ課の中身を、課の再編だけでは村長の思い描く事業はできないと思いますので、その業務担当も含めて、お考えだと思いますけども、議会議員の立場として、そういうことをちょっと質疑の中でありまして、職員体制をちょっと増員するというような方向も検討していただければありがたいかなということでもあります。はい、私からは以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第39号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議案第39号、令和6年度相良村一般会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第39号、令和6年度相良村一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。タブレットでは15ページからをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,618万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,761万9,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして10ページ、タブレットでは24ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、各科目における給与等につきましては4月の人事異動に伴う補正でございます。まず、総務費関係では3,353万円の増額補正ですが、13ページ、タブレットでは27ページの総務管理費の企画費で、川辺川魅力創造事業として廻地区で計画しています複合拠点施設及び周辺の設計を、熊本アートポリスを活用するための費用として、プロポーザル選定委員謝金及びアートポリス応募者準備金として107万9,000円の増額補正を、ダム対策費で、国の生活再建対策受託金を活用し、先例地視察研修時の参加者謝金として100万7,000円、14ページ、タブレットでは28ページの委託料で、実態調査に係る県外視察のための業務委託として213万2,000円の増額補正を、徴税費で、定額減税に伴う関係費用として、システム改修委託料として170万3,000円、減税期間内に減税しきれなかった方への調整給付金として3,122万円の増額補正などをお願いするのが主なものでございます。次に、民生費関係では1,226万2,000円の増額補正ですが、デフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、16ページ、タブレットでは30ページの社会福祉費の社会福祉総務費の委託料で、低所得者支援給付金に伴うシステム改修費として188万8,000円、新たに住民税非課税となる世帯や住民税均等割のみの課税世帯などに対する給付金として860万円の増額補正を、17ページ、タブレットでは31ページの児童福祉費の児童措置費で、児童手当について令和6年10月から高校生年代までの給付延長や第3子以降に対する支給額が拡充されることなどに伴い、児童手当システム変更委託として141万3,000円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では1,825万2,000円の増額補正ですが、保健衛生費の予防費で、高齢者へのコロナワクチン定期接種に係る委託料として1,546万1,000円、ワクチン接種データなどを連携するための健康管理システム改修費として122万7,000円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では1,127万円の減額補正ですが、職員の給与の減額のほか、18ページ、タブレットでは32ページの農業費の農村総合整備事業費の繰出金で、農業集落排水特別会計への繰出金29万9,000円の減額補正を、林業費の公有林整備費で、村有林管理及び間伐等森林整備促進対策事業に伴う手数料として

226 万 7,000 円の増額補正を、19 ページ、タブレットでは 33 ページの水産業費の水産業振興費で、鮎稚魚放流補助金として 30 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では 1,264 万 8,000 円の増額補正ですが、職員給与の増額のほか、商工費の観光費で、相良村観光事業委託料として 120 万円、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金として 100 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございまいす。次に、土木費関係では 1 億 8,017 万 6,000 円の増額補正ですが、20 ページ、タブレットでは 34 ページの道路橋梁費の道路維持費で、村道維持補修料として 500 万円、設計業務委託等技術者単価の引き上げに伴いトンネル維持管理計画策定業務委託料として 150 万円の増額補正を、橋梁維持費におきまして設計業務委託等技術者単価の引き上げに伴い、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料として 100 万円の増額補正を、橋梁新設改良費で令和 6 年 2 月 21 日及び 3 月 24 日の大雨による被害対応及び資機材損害並びに工事施工計画の変更などに伴い、村道新村井沢線（新村橋）河川等災害復旧関連事業工事請負費及び追加変更が見込まれる附帯工事請負費として 1 億 7,206 万 2,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では予算の増減はありませんが、特定財源の増額による財源組替をお願いするものでございます。次に、教育費関係では 384 万 3,000 円の増額補正ですが、21 ページ、タブレットでは 35 ページの中学校費の学校管理費で保健室空調機器取替工事として 85 万円の増額補正を、教育費で部活動指導者への謝金として 30 万円の増額補正を、22 ページ、タブレットでは 36 ページの社会教育費の文化財保護費で深水観音堂改修に伴う補助金として 87 万 8,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では 3,674 万 7,000 円の増額補正ですが、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で令和 2 年発生村道新村井沢線（新村橋）橋梁災害復旧工事請負費として 3,674 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしまして 9 ページ、タブレットでは 23 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金を減額し、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び村債をもって充てるものでございます。また、8 ページ、タブレットでは 22 ページの第 2 表地方債補正におきまして、消防防災情報通信施設整備事業の追加及び村道整備事業の限度額の変更について併せてお願いするものでございます。以上、議案第 39 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、質疑、質問いたします。まず 11 ページ。11 ページの、

8 の災害復旧費国庫補助金ですけれども、2 の公共土木施設災害復旧費補助金の 1 億 247 万 1,000 円。これにつきましては、井沢の村道新村井沢線の新村橋、その復旧工事ですね。そのように一応考えておりますが、そういうようなことで金額が大きいものですから、多分この道路の、新村井沢線の河川等の災害復旧工事というようにことで理解しておりますが、そういうことでございますでしょうか。建設課長、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。これにつきましてはご質問のとおり新村橋の災害復旧事業の中で関連事業に係る部分の補助金として上がってきたものでございます。補助率といたしましては 80.1 パーセント。歳出のほうでも災害復旧事業と関連事業で計上してございますけれども、当初は事故繰越の予算で対応する事業というところで先ほどもご説明申し上げましたが、事故繰越の事業としては工期的にちょっと困難というところで、県、国と協議いたしまして、一旦、事故繰越予算を減額いたしまして、令和 6 年度予算として再度計上して補助事業を活用するというところで、今回お願いするものでございます。中身については多少、事業費も上がってございますけれども、理由といたしましては、ご存じのとおり今年の 2 月 21 日と 3 月 24 日の大雨によりまして河川変更の協議が必要になってきたというところで今回計上させていただいておるものでございます。主にその大雨によりまして資機材等が被災いたしましたので、相良村公共工事請負契約約款の中にもございます第 29 条の不可抗力による損害というところで、そういった災害復旧工事における損害は発注者側が負担するということになっておりますので、それも検討した中での事業内容となっております。以上でございます。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 次は 13 ページなのですが、歳出の 13 ページ。7 の企画費の中のプロポーザル選定委員謝金 7 万 9,000 円。これは、委員さんは今から選考されると思いますが、大体何人ぐらいを予定されているのか。それからアートポリス応募者準備金ということで 1,000 万円。これはどのようなことで公募されるのかということです。まず、それ。それから今度は 8 番のダム対策費ということで、報償費の中で 100 万 7,000 円ですか、計上されていますね。先例地視察研修と参加謝金ということです。そのことについてを、どういうことでこれをされたのかということ。それから 8 の旅費の中で 39 万 4,000 円しておりますが、これが普通旅費の 39 万 4,000 円になっておりますので、これは職員のことですね。そして、この 13 の委託料の実態調査。県外視察業務委託ということは、これは一応このようなことで決められて、その方たちに委託するというようなことの予算の組み方ですか。よろしくお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。まず、プロポーザルの選定委員の人数ですが、現在5名を予定しております。ただ、この謝金につきましては1名分のみということでございます。委員さんの中、5名のうち3名がコミッショナーの方、県のコミッショナーの方。あとは村長。あとはこちらのほうから大学の先生をお願いしたいというふうに考えているところでございます。それと次のアートポリス応募者準備金。こちらにつきましては大体5社を予定しております。実施設計についてプロポーザル方式で実施するわけですが、その応募された方、事業者の方に1社当たり20万円掛けるの5社分として計上しているところでございます。次にダム対策費の先例地視察研修時参加者謝金。こちらにつきましては令和5年度から実施している事業でございまして、国の受託事業になります。ダム関係の先例地現地視察というところで、区長さんとか村のいろんな委員さんあたりも視察という形でお願いする、その謝金分になります。34名分を計上しているところでございます。次が先例地視察及び会議等の旅費、普通旅費ですが、これは職員分の旅費です。視察研修等に同行する職員の旅費というところで計上しております。最後に実態調査県外視察業務委託、これにつきましては、先ほど県外の視察をお願いするということで、謝金については報奨金のほうで払うんですが、視察に行っていただく方の旅費あたりを旅行会社のほうに手配してもらうというところの委託業務と考えております。こちら先ほど言いました区長さんとか、そういった各種委員さんの方を予定しているところでございます。内容については以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 次に16ページ。16ページの老人福祉費なんですが、これに18の負担金補助及び交付金で減額25万8,000円というようにございまして、これは地区敬老会運営補助金ですよね。このことについては多分、当初には1,374万円組んでるんですよ。137万4,000円かな。ということですが、25万8,000円の減額ということは111万6,000円ということになりますね。ということで多分、新規に老人会の募集をしたところが258人の減額になったということで、この金額の、多分マイナスの25万8,000円のこれが出てきたんだと思いますが、保健福祉課長、よろしく願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちらの補助金につきましては、各地区のほうで敬老会のほうをやっていたりる補助金となっております。補助金と上の需用費、こちらの予算の組替えをさせていただいております。というのが、昨年度から各地区で敬老会をやっていただくところには、各地区のほうに補助金を、村のほうで一括して記念品を購入して、それを配っ

でもらう分につきましては消耗品費で上げさせていただいております。令和6年度の当初予算につきましては、令和5年度の実績に基づきまして、当初予算計上させていただいたんですが、4月の区長会のほうで各区長さんにアンケートをとらせていただいたら、地区での補助金を使つての敬老会というところがちょっと数が減ってきましたので、その分を上消耗品費のほうで25万9,000円を増額させていただいて、減った分につきましては補助金のほうは25万8,000円を減額させていただいてということでの予算組替ということをお願いします。以上、お答えします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これで終わりにしますが、20ページ。これについては、先ほど歳出のときに建設課長のほうから詳しく説明いただいたんですが、20ページの5の橋梁新設改良費、14の工事請負費で1億7,206万2,000円。これについては、やはり新村橋のことなんですが河川等災害復旧関連事業1億2,616万7,000円で、附帯工事ということで4,589万5,000円ということで計上されておりますが、先ほど言われたように、災害で去年、今年やったですかね。災害でちゃんともう工事は進めてたところが、雨が降って流れましたよね。そのこういうようなことをここに計上しとるということですかね。よろしく願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。新村橋災害復旧の関連事業の附帯工事費の分ですが、今回4,589万5,000円増額と。この理由につきましては先ほど言いました大雨による分で、本工事のほうとは違ひましてこの附帯工事につきましては、コルゲートパイプ、それから袋詰玉石等の追加、増がございましたので、それに関連する附帯工事費というところでの計上分となっております。以上でございます。

{「・・・。」と、村長。}

はい。これも関連事業の災害復旧費のほうで補助事業の中に入っております。

○8番(小善満子君) はい、これで質疑を終わります。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 3点ほどかな、ちょっと質疑をいたします。先ほど、8番議員と若干内容は違ひますが、項目的には重複しますが、通しページで27ページをお願いします。行き過ぎかな。企画費、報償費、プロポーザル選定委員会とかアートポリス応募者準備金とかあります。この100万円については5社ということでありましたが、準備金が大体1社20万ぐらいになるわけですが、ちょっと私がちょっとこのところ理解してないものですから、これはどういった事業かをもうちょ

っと詳しくをしていただいて、その準備金に 20 万円要るのは大体どういうふうなことの準備金なのか、ちょっとまずそこところをちょっと質疑いたします。説明方お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。今回、アートポリス事業を活用する中身につきまして、廻地区で計画しております川辺川魅力創造事業。この中の拠点施設、建物とその周辺の実施設計を行うと。基本計画については今年の 4 月に完成しました。この内容については、後日、全協のほうでご説明するということをお願いしてるところでございます。内容につきまして、この 20 万円につきましてはどういったふうに建物を計画するのか、敷地を計画するか、そういったものを実施設計で作ってもらう。それを提案してもらうと。その提案の準備金として 1 社当たり 20 万円というところで金額のほうを設定しているというところでございます。5 社と、また、金額につきましては、県のこれまでの実績のほうを参考にしまして金額のほうを設定したというところでございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。分かりました。廻のあそこの事業に関してのプロポーザルですね。20 万円。準備金ということは 5 社、すみません細かいですけど、5 社の準備金払って、それでプロポーザルした結果、採用されたところでも、あくまでも 20 万円いくということで理解はしていいわけですね。はい、分かりました。それから、すみません、ちょっと細かいところではありますが、32 ページですね。通しで 32 ページに農業経営基盤強化促進対策事業費で補助金 1 万 1,000 円ありますけど、この攻めの園芸緊急生産対策事業。これはどういったのかちょっと簡単にご説明方お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。産業振興課長、お答えいたします。今の攻めの園芸緊急生産対策事業のこの 1 万 1,000 円の計上の分ですが、これは、いちご生産農家の環境モニタリングの機器を導入するための分になります。一応、補助率が県のほうで 3 分の 1、事業費に対して補助率がございまして、事業費から試算して補助率が 4 割に満たない部分を村が助成するものです。事業内容的にはハウス内に環境モニタリングの機器の設置をしまして、データの見える化を図ることにより栽培管理の改善を行い、反収の向上を図るということを目的に導入しております。以上、お答えいたします。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。すみません。金額が逆に少なかったもので目についてしまってますね。はい、理解できました。それともう 1 点は、あとは、まだあるんですけども、もう 1 つぐらいでやめときます。通しで 34 ページ。35 ページにもありますけども、これはもちろん歳入にもありますけど、さっきの 8 番議員も聞かれた項目がありますが、これは橋梁新設改良費で、工事請負ですね。新村橋。これを相良村工事請負契約約款の第 29 条でしたっけ。今年の 2 月、3 月かな、洪水の時に資機材が流れたということでの、何ていうかな、補償というか、村からの補償もこの中に入っているというこの理解ですよ。そこで私お尋ねしたいんですが、普通、工事やる時には、建設業というのは建設工事保険に入るわけですよ。その建設工事保険に入らなければ、ある意味じゃない。その建設工事保険に入っていて、保険がおりたかどうかの確認はしなければいけない。保険がおりていれば村があえて補償する必要はないと私は思うんですけども、そここのところの確認と、その補償の是非について課長の答弁、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問の件につきましては、そういった補償関係の、西日本、いろいろあるんですけども、そこに入っていることを入札契約の際に確認をいたします。今回の災害の損失に係る部分についての補償がその中に入っているかどうかの確認というのはもちろん行っておりまして、ある程度、補助事業の中で見れる部分と、実際、損害を出した部分の改修分の確認のほうも行っております。その分につきまして、まだ現段階では概算で出しておりますので、詳細については、ご質問のような内容の調査については行っていくというところでございます。よろしいですか。

○4 番(徳田正臣君) はい。ちょっと・・・。

○建設課長(大土手寛君) 補償される分がその中にありましたらもちろん出ない。二重には出せないものですからですね。

○4 番(徳田正臣君) そうそう。だから、もし入っていてそれも補償したなら、返してもらわなきゃいけないっちゃうこと・・・。

○建設課長(大土手寛君) 想定外の損失となっておりますので、私の考えの中ではそういった部分の補償は入っていないものと考えておりますが。確認はいたします。

○4 番(徳田正臣君) まあ、言いにくい部分もあつとでしょうけど、

○建設課長(大土手寛君) はい。

○議長(黒木正照君) そこでやり取りは止めてください。

○建設課長(大土手寛君) はい。

○4 番(徳田正臣君) はい、すみません。議長。

○建設課長(大土手寛君) はい。

○4番(徳田正臣君) はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、それで、今、建設課長も答弁されたところでありますが、建設工事請負契約約款第29条というのは私も勉強になりました。そういった、何かある意味では非常に受注業者に対して保護主義的な手厚い規定を国が指導したものかなと。民民の関係では、考えられない規定かなと思ったところではありますが、それが公共事業であるのかなと思ったところです。これは規定がありますから仕方ないわけではありますが、先ほど繰り返になりますけど、建設工事保険に入っている。大体入らなければいけない。そうするならば、逆に言うところの第29条というのが現実的に実効性の、実効性ですね、現実的な効力があるものとしては、本当は自治体の負担にならないという意味ではあまり規定的には意味がない。だから、こういう安心した準則というか規定を設けたのかなと思うんですが、今後は建設課長においてもそのところをちゃんとしっかり、国も曖昧な中でしか多分出さないと思うんですが、やはり自治体としてはそのところをちゃんとしっかり、やはり要チェックしていく必要が、分かりにくい部分もあると思いますが、議会議員、議会の立場としては、それはやはり一言申し上げて、チェックしていく立場でありますので、その趣旨、ご理解いただければと思っております。以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、3番議員。}

はい、3番議員。

○3番(永田博人君) はい、3番、質問いたします。タブレットでは34ページ。教育費の中の部活動、ちょっと金額的に安いんですけども、来年から部活動は社会体育になるということでございますが、どのようなものに使われるのか。謝金のことだろうと思いますけども、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。部活動の指導者謝金につきまして30万円を計上しております。これは、部活動の地域移行を、今年から休日移行をしております、その分は以前に90万円を計上させていただきました。これは、今、部活が5つ、5クラブございまして、それに指導者が3名。そして年額6万円、合計で90万円を計上させていただいております。これとはまた別に、これは、前回しましたのは休日分の指導者の謝金。今回計上しましたのは平日分の部活動の指導者謝金でございまして、5クラブ掛ける6万円分も計上しているものです。これは以前から計上しておりましたのですが、これは今回、計上するのを失念しておりましたので、今回計上させていただきました。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、3 番議員。

○3 番(永田博人君) 3 番、また質問します。来年から地域社会体育のほうに、指導のほうへ移動するということでございますので、ぜひ指導者がおられますので、社会体育の指導者がですね。しっかり検討されて予算を組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) タブレットの 28 ページなんですけれども、税務総務費の中の定額減税補足給付金についてなんですけれども、これは給付される、この内容についてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、税務課長。

○税務課長(平田智博君) おはようございます。税務課長、お答えします。今回の予算のほうに上げております調整給付金につきましては、まず定額減税が、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につきまして 4 万円。所得税が 3 万円、個人住民税の所得割が 1 万円の定額減税が行われることとなりますが、その中で定額減税しきれないと見込まれる方に対しましては、その定額減税しきれない額を 1 万円単位に切り上げて算定した調整給付金を支給するものでございます。今回の給付対象になられる方の人数が、納税義務者でいいますと 780 人。その方に含まれる同一生計配偶者と扶養親族の方の人数が 738 人と見込んでおりまして、合わせまして 1,518 人の方が対象になられる予定です。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。何か分かったような分からないような、難しいです。ありがとうございました。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 7 から日程第 8 議案第 40 号から議案第 41 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 7、議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号及び日程第 8、議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号を一括して議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号及び議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予

算第 2 号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 38 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,167 万 2,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ、タブレットでは 43 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 46 ページの総務費の総務管理費で国民健康保険システム改修委託料として 40 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレットでは 45 ページに計上しておりますが、繰越金をもって充てるものでございます。次に、議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 48 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,760 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,131 万円とするものでございます。補正の内容としましては 6 ページ、タブレットでは 53 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 56 ページの総務費の総務管理費で人事異動に伴う職員給与の増額補正をお願いし、農業集落排水事業費で、農業集落排水施設整備事業実施設計業務委託料として 297 万円、施設更新工事現場技術業務委託料として 362 万円、処理場施設更新工事費として 950 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレットでは 55 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金及び村債をもって充てるものでございます。また、5 ページ、タブレットでは 52 ページの地方債補正におきまして中四浦の排水施設更新事業の限度額の変更も併せてお願いするものでございます。以上、議案第 40 号及び議案第 41 号を一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩をとります。再開は 11 時 10 分からいたします。

○
休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分
○

日程第 9 議案第 42 号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 9、議案第 42

号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和 6 年度平原地区避難地整備工事 1 工区で、国の都市防災総合推進事業における復興まちづくり支援施設として整備するものでございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内でございます。主な工事の概要は、プレキャスト L 型擁壁 25 メートル、現場打 L 型擁壁 91 メートル、コンクリート重力式擁壁 5 メートル、プレキャストカルバート 36 メートル、スロープ部及び平場のアスファルト舗装 582 平方メートル、防護柵 117 メートル、仮設道路 30.4 メートル、排水工、既存構造物の撤去などでございます。入札にあたりましては 8 社による指名競争入札でございます。契約金額は 8,250 万円で、うち消費税等額が 750 万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡相良村大字深水 1,383 番地、株式会社新堀産業、代表取締役新堀忠伍でございます。また、参考といたしまして仮契約書等を添付しております。以上、議案第 42 号につきましてご説明いたしました但、内容をご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、質疑いたします。これに関しては避難地の整備事業工事ということで、地元の業者さんでありますけれども、既に議会通っているわけですが、これについて私いろいろ意見申し上げたところであります。この設計をした会社というのは、結局、地元ではない企業ですよね。日本工営という大手の会社で、なおかつ地盤はこちらでないと設計して、その設計会社のスキル、レベル、規模がこれだけ格段の差がある中で、やはりこの設計会社が設計した。そして、この工事費もこれだけの金額を掛けなければいけないのか。そして 2 メートルの嵩上げ。L2 の話も分かりますが、これはどうして嵩上げしなければ、こういった整備をしなければいけないのかを、もう一度、村長にお尋ねしたいと思っているところであります。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4 番議員もご存じのとおり、当地区のコミュニティー施設の整備をする場合に、当該地区が一番適地だということで、地元のご意見、ご協力もありまして、当該地がいいということで検討しておりまして、令和 2 年の災害後、L2 の話

が出てきまして、2メートル嵩上げしなければ補助事業に乗らないということです、県道からしますと2メートル嵩上げするのはなかなか難しい面もあったんですが、やはり補助を利用して、公共物についてはL2の所はそうしなければならないということです、2メートル上げてでも地区の人には利便性があるんじゃないかなろうかということで、こういうふうな設計になった経緯がございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) L2だから、この補助事業では2メートル嵩上げしなければならないというのは、今の村長の構想では分かりますが、そもそも、そのL2でも嵩上げしなくてもいいような補助事業というのがあったのではなかろうかと。結局、総合グラウンドにある仮設住宅の解体後の材料を、何といいますか、ちょっと言葉出てきませんが、リユースとして、リユースというのかな、リユースとして使うという前提のもとでそういった補助金を持ってこられたから、だからL2でも嵩上げしなくてもいい補助金があったかと思うんですけど、そのところ十分に検討されたかということ、もう一度お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4番議員が言われたことは、私も担当職員に述べました。これは嵩上げしなくてもいいんじゃないだろうかと。また、それに見合う補助金はないだろうかということで調べさせましたところ、やはりこれは安全を守ると。それと避難地として整備する場合は嵩上げしなければ認めないということでしたので嵩上げの方向でやっていくと。コミュニティー施設が上にできるわけですが、あくまでも避難地の上の施設ということで、こういうふうな形になりました。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 避難地ということですが、L2に嵩上げた避難地というのは、結局、水害の時に洪水で水が来るとい、浸水するという前提でのすべての話だと思うんです。そしたら、避難地は水に囲まれた孤島になってしまう。その危険性を考えなかったのか。そしてまた、あそこが水に浸かるというならば、もっと早くソフト対策を練って、早く安全な所に逃げる対策、そしてそれ以上に、それより下流域の新村、十島の数百人の住民を守る手だてを、そちらのほうにエネルギーを向けるほうが、私は村としては適正じゃなかったかなと考えておりますが、その点は村長いかがでしょうか。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) おっしゃるように、あそこがL2かということで、また私も見直しまして、国のほう、国交省のほうに再度調べました。なんで向こうがL2で1,000

年に一度の水害に遭うのかということによくよく調べましたところ、合流地点から2キロの地点であります。柳瀬橋が2キロ弱、それと上流から来る水、1,000年に一度の水が合流して、そこで溜まるということで、ああいうふうなL2の計画ができたという話でございます。それと、下流域の新村、八ツ田、陣ノ内、十島はどうかとおっしゃいましたが、もう既に十島のほう、新村も含めて上原のほうに避難地を造成しておりますし、それに向かう道路もやっておりますので、並行して平原もそれに含めてやっております。平原の場合はなかなか特殊でございます、昔から、前任者であります4番議員の時からコミュニティセンターという話がその前から出ておりますので、代々これは受け継いだ、地域の人が期待される施設だもんですから、あの場所であるということで考えてやった経緯が、見栄えもいろいろあると思いますが、そういう形でないと造れないということになりました。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) 議長。すみません。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。村長もそうであります、私は、平原区、行政区住民でありまして、あそこの、相良村にとって最高の最後の好立地。幹線道路沿いの。あそこに村の施設、コミュニティー施設を造ってくれという話は、村長が提案されるまで、私は一度も聞いたことはないです。それはさておき、今からでも遅くないですから、もう嵩上げてあそこにコミュニティセンターを造ったら、もうあの土地は、もうほぼ、好立地、良好な立地として死んでしまいます。補助金がなくとも、村長がどうしてもやりたいならば補助金なしでも、私は今後の、やはり地域としての活性化、各施設の拡張性を考えたならば、補助金をもらったがために将来に利活用に不自由をきたすような施設を造るよりも、補助金をもらわずに造るべきだと私は考えておりますが、村長はいかがでしょう。

○議長(黒木正照君) もうこれで最後の・・・です。

○4番(徳田正臣君) 最後です。

○議長(黒木正照君) はい。もう村長、最後です。

{「最後で、」と、村長。}

はい。

○村長(吉松啓一君) 4番議員が言われるのもごもっともだと思いますが、補助金なしで平地のまま村が造ると、これもまた無責任な施設となりますので、補助金があるとなかろうと、L2の所はやはり対策をしなければならないというのが、やはり執行部として、村としての務めだと思っております。また、コミュニティセンターを要する要らない理由は別といたしまして、今、ご懸念があります2メートル上げて、ちょっと不自由じゃないかと思われないような形で整備していきたいと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。反対の立場で討論をしたいと思っております。先ほど村長に対しまして質疑をしたところではありますが、相良村にとって、何度もいろんな場面で申し上げておりますが、幹線道路沿いで最高の村づくり活性化のための立地を活用するにあたって、もうちょっと検討が必要じゃなかったかなと思います。村長は村長の思いであるでしょうけども、村長自身が言われていることが転々として変わっておりますので、本当にきちとした、長期にわたって村づくりの構想のうえでの事業なのか、私のみならず地域住民も感じているところでもあります。あの土地を今後、しっかりと活用するためには、もうここで私は反対して、村長の英断をいただいて、今からでもこの事業をやり直していただきたいという思いで、この工事費についても私は反対であります。もったいないです、あの土地は。以上であります。

○議長(黒木正照君) はい。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、この議案に対しては賛成いたします。このことについては、行政もいろいろ、県とか、いろいろなことで言われて、あそこは嵩上げしないと建物も建てられないというようなことが言われておりますので、それは行政としまして、行政の長としまして、やはり上からのいろいろな指示に従ってするのが本来でございます。何事についても指示に従わずにいいからということでしたら、今はいいかもしれませんが、将来的に考えた時に、ほらあそこはやはりこのように水浸しになったろう。建物を建てるべきじゃないというようなことで言われる場合もあるんです。だから、その当時の長が責任を持たなくちゃいけないというようなことで、今までそこを整備しなくちゃならなかったんですよ。整備せずにあのまま放置してたということで、今、村長が将来の相良村のために一生懸命、避難地として整備されるというようなことでここに計上されておりますので、私は賛成いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 42 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第10、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第43号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和6年度十島・新村地区避難地造成工事で、国の都市防災総合推進事業における復興むらづくり支援施設として整備するものでございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内でございます。主な工事の概要は、プレキャストL型擁壁96メートル、平場のアスファルト舗装1,461㎡、張芝植栽848㎡、防護柵187メートル、排水工、既存構造物の撤去などでございます。入札にあたりましては8社による指名競争入札でございます。契約金額は5,665万円で、うち消費税等額が515万円含まれております。契約の相手方は、熊本県球磨郡五木村甲1,046番地9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。また、参考といたしまして仮契約書等を添付しております。以上、議案第43号につきましてご説明いたしました。内容をご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番議員(徳田正臣君) ちょっと質疑いたします。ちょっと分からないものですから。この平面図の右下の、この四角で囲ってある点、点、点というのが入っている所と、あと逆にその対角線上といいますか、左上の、この黒く見えるような所。これはとか、そういうところもちょっと説明方を、施設というかをちょっとお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。タブレットのほうで説明しますと、まずこの、今、丸でした部分、

○4番議員(徳田正臣君) はい。

○総務課長(川邊俊二君) ですね。これが大屋根です。屋根がついた。そこで車から降りて、雨風しのぐ所、これは大屋根になります。と、この上の部分、これはトイレ棟になります。この下の2つ、これがかまどベンチで計画しております。今回については、この工事には、この施設、建物等については入ってございません。造成、後はL

型プレキャスト等が今回の工事の内容となっているところでございます。以上でございます。

○4番議員(徳田正臣君) 造成だけな。

○総務課長(川邊俊二君) はい。

○4番議員(徳田正臣君) 分かりました。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番議員(徳田正臣君) 右下とか左上と言わずに、これ差せばよかったですね。すみません。はい。それはともかく、そうしましたら、避難地ということでもありますけども、大体避難者の居住地域は、大体主に新村あたりになるかと思うんですが、大体どれぐらいの人口の方で、どれぐらいの方が避難される想定か。あるいは車で避難された場合に大体何台ぐらいの車が駐車するとして想定されてるか、そこんとこのこのシミュレーションはされたかと思うんですけども、そのこのところは説明方お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。すみません、細かな数値等についてはちょっと手元にご用意してませんけども、まず対象となるのは新村区、十島区のほうからの一時避難というところで、ずっとここで避難しておくじゃなくて、あくまでも緊急的にすぐ避難しなきゃいけないというところの避難地として捉えていただければと思います。台数については50台程度だったかなと思うんですが、ちょっと間違っていたら、また、後ほど、訂正させていただければと思います。通常は、白抜きでしてある部分についてが舗装するので、そちらは通常の車を止める分、もし多くなったときは、斜線の所が芝張りなんすけども、そこまで車を入れるというところも考えているところでございます。細かい数字は、また後ほどご説明させていただければと思います。以上でございます。

○4番議員(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番議員(徳田正臣君) はい、分かりました。あの新村だけじゃなくて、十島のほうも避難路も造られますんで、あちらからも避難されるということでしたね。はい、以上で終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) すみません。平面図を見ておるんですけども、盛土、斜線の部分がありまして、その右側が掘削と書かれておるんですが、この右側の掘削の土を盛って、この盛土のほうに埋められるものでしょうか。その確認をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。現地盤の傾斜がございますので、切り盛りで、ある程度、処理部分については切り盛りで低い所に持ってくるというのが、基本で考えているところでございます。以上でございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、すみません。もう1点なんですけど、仮契約書の中にあるんですが、7番目、建設発生土の搬出等については仕様書の定めとおりになっておりますけども、仕様書とか見せていただくことは可能なんでしょうか。その確認です。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。提供はできます。はい、以上でございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) 2番議員、今必要ですか。

○2番(坂田朋美君) いえ、後で結構です。はい。

○議長(黒木正照君) はい、分かりました。総務課長、後で

{「はい。」と、総務課長。}

お願いいたします。

○2番(坂田朋美君) はい、すみません。よろしくお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、すみません。以上で質疑のほうを終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「議長、はい。追加で1つよかですか。」と、4番議員。}

すみません、もう駄目なんですよ。1回・・・

{「それは分かってます。できるだけ議員が発言しやすい・・・」と、4番議員。}

1回だけ、1つだけでお願いします。

{「うん。」と、4番議員。}

1つだけです。1点だけです。

{「1つで十分です。」と、4番議員。}

○4番議員(徳田正臣君) すみません。議長のお許しいただきましたんで、追加で1つ気になることがありましたんで、これはもう出水しなくて避難状況にならないのが一番であります。日常的、平時の時の利活用について、365日あったとするならば避難地として使うのは、もう本当、数日だと思えるんですが、平時の時の利活用という

のをどのように考えておられるか。できるだけ地域の方が、そこで何か利活用される機会を作られてると思うんですが、そのお考えをちょっとお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。緊急時だけではなくて、平時の利用もできる場所というところで整備するものでございますので、地域の方が使ってもらっても全然大丈夫でございます。

○4番議員(徳田正臣君) アスファルトで舗装するとかな。

○総務課長(川邊俊二君) アスファルトは、白い部分だけがアスファルト舗装です。

○4番議員(徳田正臣君) 上のほうだけ。

○総務課長(川邊俊二君) 上のほうだけです。下のほうが芝生になります。

○4番議員(徳田正臣君) 芝生な、はい。

○総務課長(川邊俊二君) はい。以上でございます。

○4番議員(徳田正臣君) もったいなかですもんね。はい。はい、以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、8番議員。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番議員(徳田正臣君) はい。賛成の立場で討論をいたしたいと思っております。多少、この避難地に関しましては必要性、相当性という点において若干のクエスチョンを持ってる部分はあります。避難路を何本か計画されておりますが、それについては、今回、この令和2年災害がありましたんで、それはもうまいこと補助金を使って道路改良されたらいいかなと思ってるところでありますが、基本はですね。避難地に関しては、必要性はちょっと若干、本当に地域の方がどれだけ新村と、大きく行政区で十島までいった場合に、十島の方がどれだけ避難されるかと考えた場合には疑問もあります。新村の方も使われる方いらっしゃると思います。そういった疑問を言っておきながら、もうこれは賛成か反対でありますんで、やはり村長がせっかく取り組まれてる事業でありますんで、ここはあえてということで、賛成をいたしますということで賛成討論をいたしました。賛成でございます。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第43号、工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第43号については、原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。



日程第 11 同意第 2 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 11、同意第 2 号、相良村教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 2 号、相良村教育委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。中村教育長が教育委員を辞任されたことから、後任として、新たに恒松郁子氏を相良村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 2 号についてご説明いたしました。内容ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番議員、西本巳喜男君、8 番議員、小善満子君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

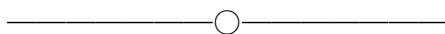
投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。西本巳喜男君、小善満子君、開票の立会いをお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第 2 号、相良村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

{議場の開錠}

以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前 11 時 44 分